

【公報種別】特許法第17条の2の規定による補正の掲載
 【部門区分】第2部門第4区分
 【発行日】令和4年1月14日(2022.1.14)

【国際公開番号】WO2021/131011
 【出願番号】特願2021-566719(P2021-566719)

【国際特許分類】

B 4 1 F 15/40(2006.01)

B 4 1 M 1/12(2006.01)

【FI】

B 4 1 F 15/40 A

B 4 1 M 1/12

10

【手続補正書】

【提出日】令和3年9月9日(2021.9.9)

【手続補正1】

【補正対象書類名】特許請求の範囲

【補正対象項目名】全文

【補正方法】変更

【補正の内容】

20

【特許請求の範囲】

【請求項1】

フレームと、
 作業具を取り付けるプレッシャーロッドと、
 ピストンロッドを有し前記フレームに固定されたシリンダと、
 前記ピストンロッドの動きを前記プレッシャーロッドに伝える挺子機構と
 を備え、

~~前記挺子機構は、前記フレームの一方側に配置され、~~

~~前記作業具と前記シリンダとは、前記フレームの他方側に配置されるスクリーン印刷装置。~~

30

【請求項2】

前記挺子機構は、前記フレームの上側に配置され、
 前記作業具と前記シリンダとは、前記フレームの下側に配置される請求項1に記載のスクリーン印刷装置。

【請求項3】

前記フレームは、
 前記プレッシャーロッドを貫通させた貫通孔と、
 前記ピストンロッドを貫通させた貫通孔と
 を有する請求項1又は2に記載のスクリーン印刷装置。

【請求項4】

40

前記挺子機構は、前記プレッシャーロッドと前記ピストンロッドとに取り付けられたレバーを有する請求項1から3のいずれか1項に記載のスクリーン印刷装置。

【請求項5】

前記レバーは、
 前記ピストンロッドに取り付けられた力点部と、
 前記プレッシャーロッドに取り付けられた作用部と、
 前記フレームに取り付けられた支点部と
 を有する請求項4に記載のスクリーン印刷装置。

【請求項6】

前記フレームの左右中央を基準にして、前記力点部は前記作用部の外側に配置されている

50

請求項 5 に記載のスクリーン印刷装置。

【請求項 7】

前記支点部は、円形の軸受けを有し、

前記力点部と前記作用部とは、軸をスライドすることが可能な軸受けを有する請求項 5 又は 6 に記載のスクリーン印刷装置。

【請求項 8】

梘子機構を、フレームの一方側に配置し、

作業具とシリンダとを、前記フレームの他方側に配置し、

前記シリンダのピストンロッドの動きを、前記梘子機構により、前記作業具を取り付けたプレッシャーロッドに伝えるスクリーン印刷方法。

10

【請求項 9】

前記梘子機構により、上向きの力と下向きの力を反転させ、かつ、上向きの力と下向きの力の位置を変更する請求項 8 に記載のスクリーン印刷方法。

【請求項 10】

フレームと、

作業具を取り付けるプレッシャーロッドと、

ピストンロッドを有し前記フレームに固定されたシリンダと、

前記ピストンロッドの動きを前記プレッシャーロッドに伝える梘子機構とを備え、

前記フレームは、

前記プレッシャーロッドを貫通させた貫通孔と、

前記ピストンロッドを貫通させた貫通孔と

を有するスクリーン印刷装置。

20

【請求項 11】

フレームに、作業具を取り付けたプレッシャーロッドを貫通させ、かつ、シリンダのピストンロッドを貫通させ、

前記シリンダのピストンロッドの動きを、梘子機構により、前記作業具を取り付けたプレッシャーロッドに伝えるスクリーン印刷方法。

【手続補正 2】

【補正対象書類名】図面

30

【補正対象項目名】図 19

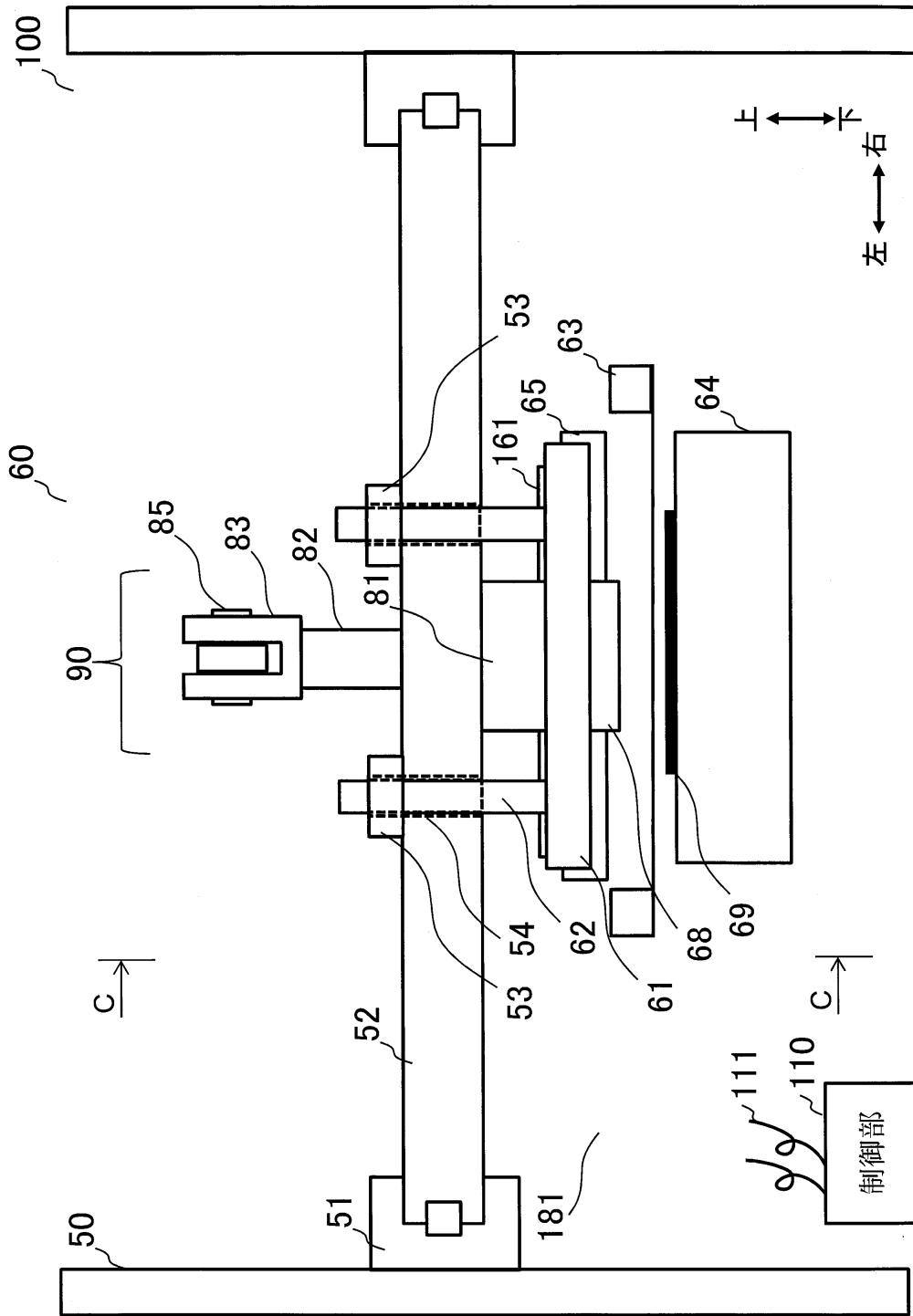
【補正方法】変更

【補正の内容】

40

50

【図 19】



10

20

30

40

50